企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　ＳＭＣ企業年金基金

２．事務所の所在地　東京都千代田区外神田４丁目14番１号

３．理事長の氏名及び住所　薄井　郁二　埼玉県川口市東川口４丁目12番13号

４．実施事業所の名称及び所在地　ＳＭＣ株式会社　東京都千代田区外神田４丁目14番１号

５．設立認可年月日　平成23年７月１日

６．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　ＳＭＣ厚生年金基金　東京都千代田区外神田４丁目14番１号

平成 23 年７月 27 日

東京都千代田区外神田４丁目14番１号
ＳＭＣ企業年金基金
理事長　薄井　郁二

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳以上の男性、身長174㎝程度、髪は丸刈り、着衣は靴下のみ、他に遺留品はなし

上記の者は、平成23年５月14日14時頃栃木県那須塩原市湯本塩原102番地の南西方1500ｍを流れる赤川河川内で、死後２ヶ月程度（溺死と思われます。）の状態で発見されました。市が火葬に付し、遺骨を保管しています。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

平成 23 年７月 27 日

栃木県　那須塩原市長　栗川　仁

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性、身長約171㎝、体格不詳、死因不明、着衣は白色縦ストライプワイシャツ、トランクスパンツ

上記の者は、平成23年１月21日午前10時６分頃、千葉県鴨川市貝渚304番地６小山田一弘宅で発見されました。死亡日時は不明で、半白骨化。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管していますので、お心当たりの方は、当市役所福祉課まで申し出てください。

平成 23 年７月 27 日

千葉県　鴨川市長　片桐　有而

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳から80歳の女性、氏名自称（浅井すみ子）生年月日自称（昭和10年12月16日）出身地自称（愛知県）

上記の者は、平成23年６月18日午前５時頃、静岡市駿河区中平松259番地の８地先南方約90Mの海岸にて倒れているところを付近の住民が発見し、静岡南警察署に通報、死亡が確認されたものです。死因は病死と検案されました。

遺体は火葬に付し、遺骨は保管していますのでお心当たりの方は静岡市駿河福祉事務所生活支援課までお申し出ください。

平成 23 年７月 27 日

静岡県　静岡市長　田辺　信宏

公示送達

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項、同条第６項及び同法第99条第２項の規定による仮に権利の目的となるべき宅地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を公告します。

平成 23 年７月 27 日

市原都市計画事業
八幡宿駅東口土地区画整理事業
施行者　市原市
代表者　市原市長　佐久間隆義

１　書類の送付を受けるべき者

住所　東京市日本橋区濱町２丁目11番地
氏名　高田直三郎

２　通知の内容

市原都市計画事業八幡宿駅東口土地区画整理事業施行地区内のあなたの永小作権の存する土地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下記のとおり仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地またはその部分を指定します。よって、同法同条第６項及び同法第99条第２項の規定により通知します。

記

従前の宅地に存する永小作権
大字八幡　字若宮堤　地番724
申告又は登記地積674㎡
（基準権利地積679.79㎡）

仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地またはその部分

街区番号	仮換地符号	位置	地積
14	１	添付図面のとおり	581.㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成23年８月25日

仮換地について使用または収益を開始することができる日　別に定めて通知します

㊟１．この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、または収益することができません。２．別に通知する「仮換地について使用または収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、または収益することができません。

（教示）１．この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２．この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市原市を被告として（訴訟において市原市を代表する者は市原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、添付図面（仮換地案内図、仮換地図及び従前の土地・仮換地重ね図）は省略し、千葉県市原市八幡724に掲示しております。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十三年五月二十日開催の株主総会の決議により平成二十三年五月二十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

札幌市東区北四十一条東九丁目三番一号
有限会社プラス
清算人　荒井　慎一

解散公告

当社は、平成二十三年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

茨城県龍ケ崎市佐貫一丁目八番地一五
新都開発株式会社
代表清算人　井川　健三

解散公告

当社は、平成二十三年六月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

群馬県吾妻郡草津町大字草津七五〇番地
株式会社タナカ
代表清算人　小林　ともゑ

解散公告

当社は、平成二十三年六月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

埼玉県鴻巣市雷電一丁目三番三五号
有限会社久保田商店
清算人　久保田守正